

尾道市立大学情報処理研究センター規程

平成24年4月1日

規程第125号

(趣旨)

第1条 この規程は、尾道市立大学学則（平成24年規程第1号）第10条の規定に基づき、尾道市立大学情報処理研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、コンピュータ等をもって構成する情報システム（以下「情報システム」という。）の適正な運用を図り、尾道市立大学（以下「本学」という。）における研究、教育及び事務処理の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 センターは、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 情報システムの構築、運用、保守及び管理
- (2) 情報処理教育の実施及び支援
- (3) 情報処理に関する研究及び研究支援
- (4) 本学事務組織の情報化推進支援
- (5) 情報処理に関する公開講座、講習会、研究会等の開催
- (6) センターの利用及び情報ネットワークの利用のための技術指導及び助言
- (7) 研究成果の発表
- (8) その他センターの目的を達成するために必要な業務

(センター長)

第4条 センターに、センター長を置く。

- 2 センター長の選考は、本学の専任の教員のうちから、学長が行う。
- 3 センター長は、センターの管理運営をつかさどる。
- 4 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(センター員)

第5条 センターに兼任のセンター員を置く。

- 2 センター員は、運営委員会において選考する。
- 3 兼任のセンター員は、本学の専任教員とする。任期は2年とし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第6条 センターの管理運営に関する事項を審議するため、運営委員会を置く。

(委員会の構成)

第7条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長 1人
 - (2) 副センター長 1人
 - (3) センター員 2人
 - (4) 各学部専任教員 各2人
 - (5) その他センター長が必要と認めた者
- 2 前項第2号から第4号までの委員は、センター長の推薦により、学長が任命する。
 - 3 第1項第3号及び第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 前各項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(委員会の審議事項)

第8条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの運営方針及び利用計画に関する事項
- (2) 予算に関する事項
- (3) センター員の選考に関する事項
- (4) 研究利用に関する事項
- (5) 情報教育に関する事項
- (6) 情報システムにかかる施設・設備の整備計画に関する事項
- (7) その他情報システムに関する事項

(議事)

第9条 運営委員会は、センター長が招集し、議長となる。ただし、センター長に事故があるときは、センター長があらかじめ指名する委員が代理する。

- 2 運営委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開き議決することはできない。
- 3 運営委員会の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 センター長が必要と認めたときは、運営委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第10条 運営委員会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(センターの利用)

第11条 センターの利用に関する事項は、規程で定める。

(事務)

第12条 センターの事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年3月26日規程第180号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (平成31年3月11日規程第262号)

この規程は、公布の日から施行する。